

看護職員等の確保と有料職業紹介事業者の手数料の適正化
に関する意見書（案）

医療機関の運営は、物価高騰等による経営困難に加え、長引く人手不足により深刻な状況にある。この間、看護職員等を採用するために有料職業紹介事業者（以下「人材紹介会社」という。）を活用する動きが広がっている。しかしながら、人材紹介会社の紹介手数料（以下「手数料」という。）は高額であるケースが多く、医療機関の経営を圧迫している。

令和6年度実施東京都看護人材実態調査によると、令和5年度の都内病院における人材紹介会社への年間支払金額は、平均約1,073万円となっている。人材紹介会社を利用する理由で最も多い回答は、「人材確保が困難なためやむを得ず」である。また、厚生労働省の医療経済実態調査報告によると、手数料が前年度比で増加傾向にあると報告されており、医療機関の損益悪化の一因となっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 人材紹介会社が設定する看護職員等に関わる手数料に対する上限規制を行うこと。
- 2 医療機関が長期的に必要な看護職員等を確保できるよう、診療報酬の引上げ等の対策を進め、待遇を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

宛て